

第1回花緑検討小委員会（5月29日）における 主なご意見等とその対応

ひょうご花緑創造プラン、花緑施策等に関するご意見等 (1/2)

	ご意見等	対応・回答
目標設定	これまでのプランの目標は、緑化面積や団体数だったが、 質として、どういう機能がどこに必要なか、どこに緑を創出し、維持管理しなければいけないのかという観点 で進められたい。	次期プランでは、従来の量的な目標に加え、緑の創出によって得られる効果の部分にも着目しながら、質的な目標設定を検討します。
	緑は量から質だと以前からいわれており、量を増やす目標はそぐわない。 市民が本当に実感できるような指標が必要 。	
施策展開の方向性	<p>[人材育成]</p> これからは 人づくりが重要 。担い手として、 どういう人材を想定しているのか、プランで示す必要がある のではないかと。緑の楽しさや緑の活用の幅を広げる提案ができるような コーディネーター的な存在が求められている と思う。緑に関する価値を変えてくれる人材が求められており、その育成が重要になるのではないかと。	期待される担い手像をプランで示すとともに、花緑いっぱい運動推進員（※）など、リーダーやコーディネーターとなり得る人材育成に力を入れ、多様な花緑活動が県内各地で展開されることを目指します。 ※（公財）兵庫県園芸・公園協会が委嘱する地域の花緑活動のリーダー
	<p>[民間事業者へのインセンティブ]</p> 企業の環境活動も重要 。緑化などの地域の環境向上に対する 貢献が企業の評価を高め、その空間がその企業のPRになる 。企業が環境活動をしていることが分かるような仕組みがあれば、株主への説明責任が果たされ、環境活動へのインセンティブになる。	人口減少・高齢化が進展する中、今後は、住民による取組に加えて、民間事業者による一層の取組が必要と認識。近年、緑化など環境貢献の取組が民間事業者の評価につながるようになりつつあることから、県民まちなみ緑化事業の見直し、スポンサー制度や顕彰制度の創設など、民間投資を促すためのインセンティブとなる施策・支援を検討します。
	<p>[若い世代への波及]</p> これまでのターゲットだけではなく、 より若い世代が魅力を感じられるような取組や支援をするという視点 も、施策の方向性として重要ではないかと。	環境問題・環境活動に関心の高い若い世代を新たな担い手として呼び込むため、若者の意識・行動やニーズを把握した上で、必要な取組・支援策を検討します。

ひょうご花緑創造プラン、花緑施策等に関するご意見等 (2/2)

	ご意見等	対応・回答
県民モニター調査	SDGs の浸透という潮流がある中で、SDGs 関連の設問や選択肢をいくつか増やした方が、時代を捉えたアンケートになるのではないか。	ご意見を踏まえ、一部設問を追加・修正し、7月に調査を実施しました。 ⇒ 資料1-2
	これまで継続的に聞いている項目以外の項目については、緑の波及的な効果の数値化に役立つような設問ができると思う。 緑に関する量やニーズを聞くよりも、例えば、緑のある場所で過ごす時間や頻度、緑と暮らしの関わりなどを項目にするなど、検討されたい。	
	もう少し具体的に、例えば、公園のマルシェに行った等、行動の部分を聞く方がより分かりやすいと感じる。	

県民まちなみ緑化事業に関するご意見等 (1/2)

	ご意見等	対応・回答
都心緑化	<p>都心緑化の実績が上がらないのは、協議会を作る手続きが大変ということと、補助限度額（2,500万円）が新たな広場づくり等に必要と見合っていないということが要因と思われる。</p> <p>都心緑化に関して、量から質への転換という中で、既存の緑地に質の向上のための緑化整備をする場合に補助できるようにするというのは将来的に可能か。</p>	<p>都心緑化の補助が活用されにくい理由として、ご指摘のような点があることは認識しており、次期事業に向けて、補助要件や補助限度額の見直しを検討します。</p> <p>また、既存緑地のグレードアップ（質的向上）に対する支援のあり方についても検討します。</p>
校庭の芝生化	<p>校庭の芝生化の実績としては、保育園、幼稚園、小・中学校のどのあたりが多いのか。</p> <p>そもそも、なぜ校庭の芝生化を進めようということになったのか。</p> <p>校庭の芝生化の目的、どのような機能を求め、また、本当に維持管理もできるのかというところをフィードバックしながら、目標を定めるとよい。</p>	<p>これまでの実績や目標設定の経緯等は、P6～10のとおりです。</p> <p>第3期・第4期の目標（250校庭／5年）の達成には至っていませんが、平成18年度の事業開始以降、本事業が校庭の芝生化推進に果たした役割は大きいものと考えています。</p> <p>一方で、事業開始から20年近くが経過し、近年は事業活用を希望する校庭が減少傾向にあること、本県の芝生化率は全国に比べると高い水準となっていることなどを踏まえ、次期事業における目標設定のあり方について検討します。</p>

県民まちなみ緑化事業に関するご意見等 (2/2)

	ご意見等	対応・回答
公開空地への支援	建築基準法の公開空地を設けた場所への支援制度は何かあるか。東京では、公開空地の積極的な緑化によってまちの価値を上げている事例がある。オープンスペースを確保し、質の高い緑化空間として整備するような場合、県民まちなみ緑化事業の対象に取り込むことは可能なのか。	<p>県民まちなみ緑化事業では、建築物の敷地を緑化する場合、法令等に基づき義務的に整備する緑地については補助対象としていませんが、事業者が自主的に整備する緑地については補助の対象としています。</p> <p>公開空地内の緑地であっても、この取扱いにより補助の可否を判断します。</p> <p>※公開空地についてはP11～13参照</p>
実感アンケート	<p>県民まちなみ緑化事業の事例をピックアップして、利用者や周辺住民にインタビューし、実施箇所で本当に効果が出ているのかを検証するとよいと思う。</p> <p>より具体的な場所を対象に聞いた方が、住民は実感に近いものを答えてくれると思うので、優良な事例でアンケートをして、それを施策に反映することができたらよい。</p>	<p>事業の実施箇所から6箇所抽出し、周辺住民や利用者に対して、緑の効果の実感度合いについてアンケート調査を実施し、効果を検証します。</p> <p>⇒ 資料3</p>

「校庭の芝生化」補助実績

(単位：件)

	第1期 (H18~22)	第2期 (H23~27)	第3期 (H28~R2)	第4期 (R3~7)
				注：第4期の実績はR3~5の3か年分
保育所 幼稚園 こども園	99 保育所 45 (公 8 私37) 幼稚園 48 (公26 私22) こども園 6 (公 4 私 2)	57 保育所 31 (公 7 私24) 幼稚園 13 (公 9 私 4) こども園 13 (公 1 私12)	62 保育所 18 (公 1 私17) 幼稚園 16 (公11 私 5) こども園 28 (公 4 私24)	41 保育所 7 (公 0 私 7) 幼稚園 8 (公 1 私 7) こども園 26 (公 4 私22)
小学校	56 (公54 私2)	65 (公65 私0)	26 (公26 私0)	7 (公7 私0)
その他 (中学校、高等学校等)	19 (公16 私3)	35 (公30 私5)	35 (公28 私7)	21 (公17 私4)
計	174 (公108 私66) 芝生化面積：15.8ha	157 (公112 私45) 芝生化面積：16.7ha	123 (公70 私53) 芝生化面積：7.9ha	69 (公29 私40) 芝生化面積：3.6ha

- ⇒ 補助件数は全体として減少傾向
- ⇒ 保育所・幼稚園・こども園は、第2期で実績が減少（第1期比6割）したが、以降は概ね横ばいで推移
- ⇒ 小学校は、第3期で実績が大きく減少（第2期比4割）、第4期も減少傾向が続く

「校庭の芝生化」に係る目標設定（250校庭/5年）について

7

- 「校庭の芝生化」は、県民まちなみ緑化事業を開始した当初の第1期事業（平成18年度～）から継続して実施



- 第3期事業（平成28年度～）より補助件数の数値目標を設定

- ・ 全庁的に子育て支援策に重点的に取り組もうとする中で、子どもが心身ともに豊かになる環境形成など、校庭の芝生化による効果に着目し、地域の子育て力向上に資する施策として位置付け
- ・ 保育所・幼稚園・こども園・小学校の芝生化率を「全国最高水準レベルを目指す」ことを目標とし、5年間で東京都の公立幼稚園・小学校の芝生化率（23%）並みに引き上げるという考え方で目標値を設定（250校庭/5年）⇒ 第3期実績：123校庭/5年（達成率：約5割）

* 第3期事業では、ポップアップ式スプリンクラー、井戸等を設置する場合、補助限度額400万円に最大100万円まで加算（維持管理に要する初期施設等の費用負担を軽減）



- 第4期事業（令和3年度～）も継続して数値目標を設定

- ・ 第3期と同様、保育所・幼稚園・こども園・小学校の芝生化率を5年間で東京都の公立幼稚園・小学校の芝生化率（29%）並みに引き上げるという考え方で目標値を設定（250校庭/5年）⇒ 第4期実績：69校庭/3年（達成率：3年終了時点で約3割）

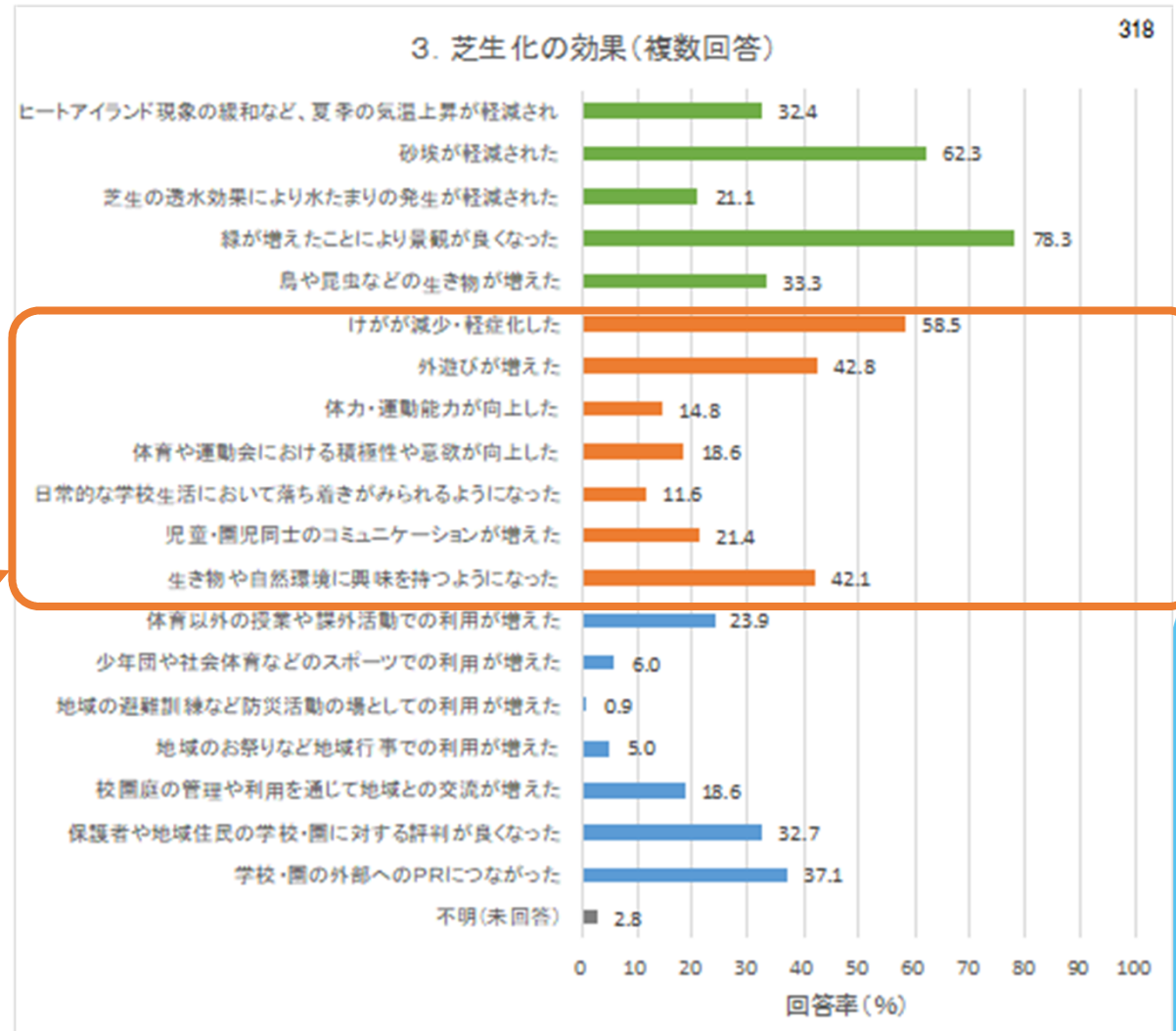
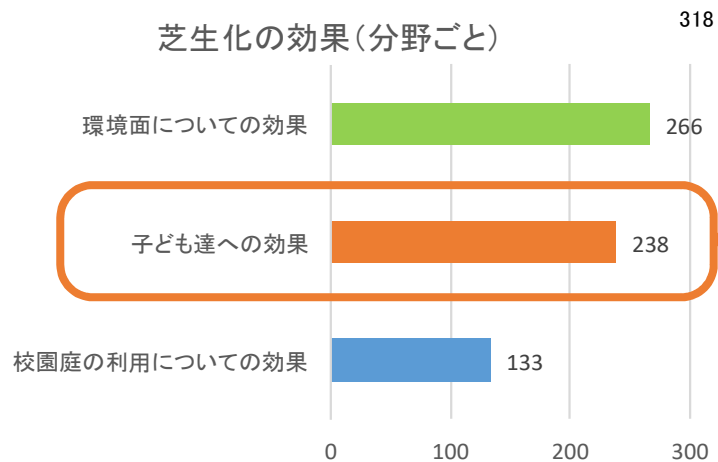
* 第4期事業では、補助限度額を400万円→800万円に引上げ（より大きい面積の芝生化が可能に）、ポップアップ式スプリンクラー等を設置する場合の加算を100万円→最大200万円に引上げ

(参考) 校庭の芝生化による子どもたちへの効果

校庭の芝生化状況調査（平成28年度）より

（県内の全ての保育所・幼稚園・認定こども園・小学校を対象にアンケート調査を実施）

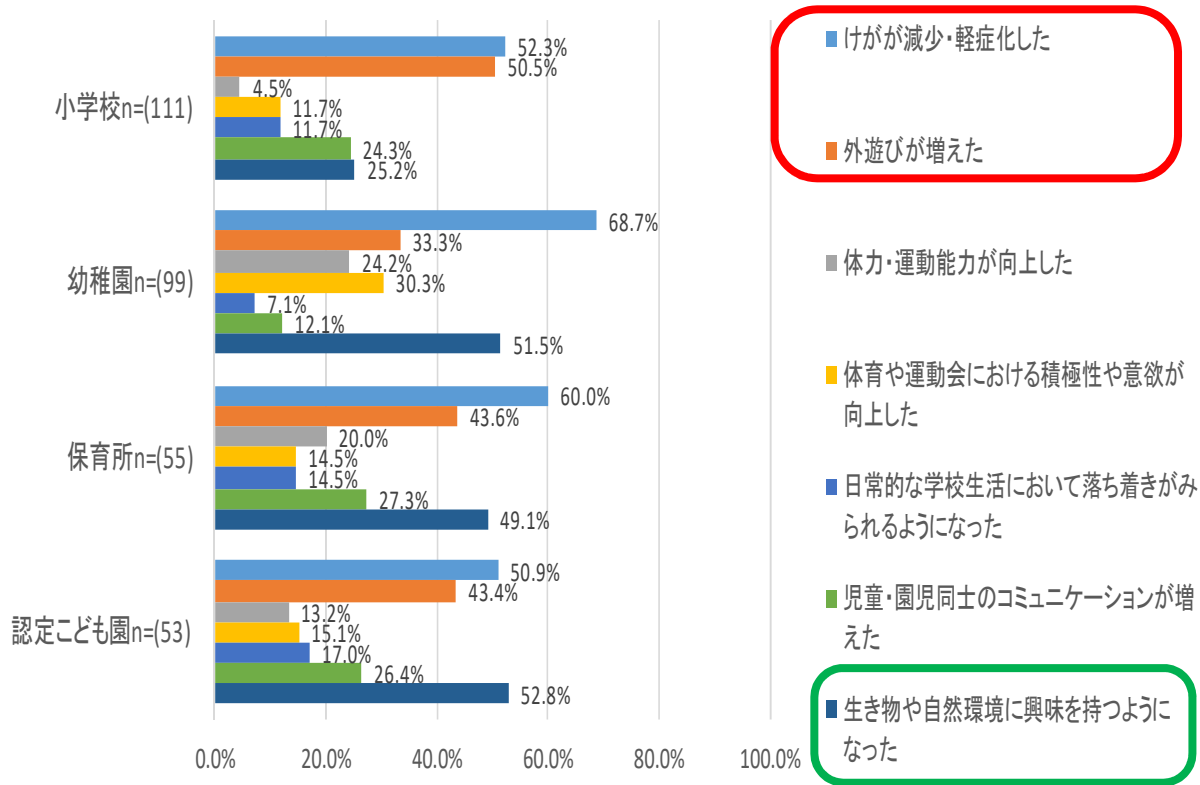
芝生化を実施している校庭のうち、**75%**が子どもたちへの効果を実感



(参考) 校庭の芝生化による子どもたちへの効果

校庭の芝生化状況調査（平成28年度）より

（県内の全ての保育所・幼稚園・認定こども園・小学校を対象にアンケート調査を実施）



いずれの施設区分においても、「けがの減少・軽症化」、「外遊びの増加」を高い割合で効果として実感

幼保では「生き物や自然環境への興味」も効果として実感する割合が高い

保育所・幼稚園・こども園・小学校の芝生化率の推移（推計値）¹⁰

	H28初 (第3期開始時)	第3期 (H28～)	R2末 (第3期終了時)	第4期 (R3～)	R5末 (第4期3力年終了時)
保育所 幼稚園 こども園	13%	東京都並みの芝生化率 (23%)を目指し、 250校園/5年 を目標に設定 ↓ 第3期実績： 123校園/5年 (達成率：約5割)	17%	東京都並みの芝生化率 (29%)を目指し、 250校園/5年 を目標に設定 ↓ 第4期実績： 69校園/3年 (達成率：約3割)	19% (公25% 私16%)
小学校	14%		18%		19% (公19% 私18%)
計	13%		17%		19% (公22% 私16%)

注) 芝生化率は「校園庭の芝生化状況調査 (H28)」や県民まちなみ緑化事業の実績をもとにした概ねの推計値

(参考) 全国・他県の芝生化率データ

注) 全国はスポーツ庁調べ、東京都・大阪府は補助件数等に基づき県都市政策課が算定したもの

全 国 公立小学校の芝生化率 (R1) … 8%

東京都 公立幼稚園・小学校の芝生化率 (R4) …29% (幼稚園5% 小学校33%)

※R4で補助事業(緑の学び舎づくり事業)終了

大阪府 公立小学校の芝生化率 (H24) …18%

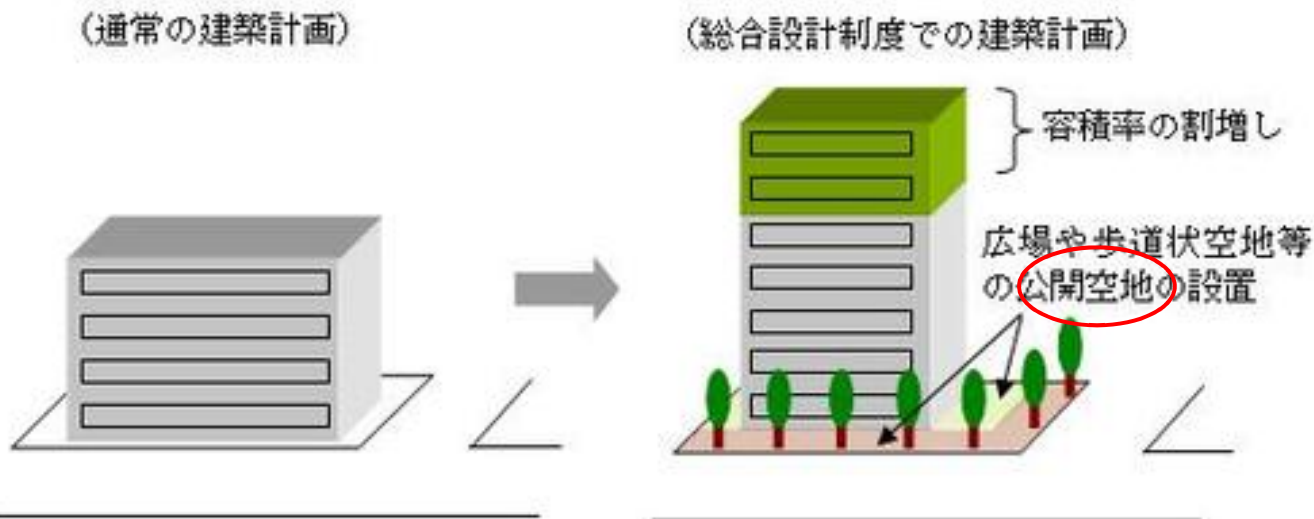
※H24で補助事業(公立小学校の運動場の芝生化推進事業)終了

総合設計制度（公開空地）

- 建築基準法第59条の2第1項に基づく制度
- 500m²以上の敷地で敷地内に一定割合以上の**空地**を有する建築物について、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（**公開空地**）を設けるなどにより、市街地環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁※の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和

※特定行政庁：

建築主事を置く地方公共団体（建築確認等の建築行政を担う行政機関）。県内では兵庫県のほか、神戸市など12市。



空地：

敷地のうち、建築面積に含まれない部分

公開空地：

空地のうち、歩行者が日常自由に通行し、又は利用できるもの（最小幅や面積が一定以上等の要件あり）

公開空地の例（分譲マンション）



総合設計適用の緑化要件

- 総合設計を適用する要件は特定行政庁が定める。緑化に関しては、敷地内の**空地の緑地率**を定めている特定行政庁が多い。
- 県内では、兵庫県をはじめ多くの特定行政庁が空地の緑地率を30%に設定（神戸市は40%）

兵庫県 総合設計適用要件（緑化に関するもの） ※「兵庫県 一般型総合設計許可取扱要領」より
原則として、計画建築物と調和した植樹等を行い、その敷地内の**空地の面積の30%以上を緑化**すること

(参考)

- ・ 公開空地の緑地率を定めている特定行政庁は少ないが、大阪市は公開空地内の緑地率を20%に設定し、緑化面積1㎡当たり0.05本以上の高木を植栽することを原則としている。
- ・ 県内では近年、総合設計の許可実績は減少傾向（H30～R 4の5年間の許可実績は2件）。

県民まちなみ緑化事業 補助の考え方

- 特定行政庁が定める緑地率を超えて整備される緑地部分については、公開空地内外にかかわらず県民まちなみ緑化事業の補助対象